

○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 (傍線の部分は改正部分)

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>(向精神薬)</p> <p>第三条 法別表第三第十一号の規定に基づき、次に掲げる物を向精神薬に指定する。</p> <p>一〇二十八 (略)</p> <p>二十九 (略)</p> <p>三十 (RS) 一六一(五―クロロピリジン―ニ―イル)―七―オキソ―六・七―ジヒドロ―五H―ピロロ〔三・四―b〕ピラジン―五―イル  四―メチルペラジン―一―カルボキシラート(別名ゾピクロン)及びその塩類</p> <p>三十一 四―(ニ―クロロフェニル)―二―エチル―九―メチル―六H―チエノ〔三・ニ―f〕〔一・二・四〕トリアゾロ〔四・三―a〕〔一・四〕ジアゼピン(別名エチゾラム)及びその塩類</p> <p>三十二 (略)</p> | <p>(向精神薬)</p> <p>第三条 法別表第三第十一号の規定に基づき、次に掲げる物を向精神薬に指定する。</p> <p>一〇二十八 (略)</p> <p>二十九 七―クロロ―一―(ニ・ニ・ニ―トリフルオロエチル)―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―ニ―オン(別名ハラゼパム)及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>三十 五―(四―クロロフェニル)―二・五―ジヒドロ―三H―イミダゾ〔二・一―a〕イソインドール―五―オール(別名マジンドール)及びその塩類</p> |

三十三〜六十 (略)

六十一 (略)

六十二 七―ブロモ―五―(二―クロロフェニル)―一・三―

ジヒドロー―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン及び

その塩類

六十三 (略)

六十四〜七十三 (略)

三十一〜五十八 (略)

五十九 五―(二―フルオロフェニル)―一・三―ジヒドロー

―一―メチル―七―ニトロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン

―二―オン (別名フルニトラゼパム) 及びその塩類

(新設)

六十 二―ブロモ―四―(二―クロロフェニル)―九―メチル

―六H―チエノ〔三・二―f〕―s―トリアゾロ〔四・三―

a〕〔二・四〕ジアゼピン (別名プロチゾラム) 及びその塩

類

六十一〜七十 (略)